事業系ごみについてのお願い

佐井村の場合、平成29年度時点で、「962g (県内39位)」と、 目標を達成するためには、1人1日当たり約300g減らす努力が 必要です。

一方、事業系ごみについては「12g (県内2位)」と、極端に 少ないことから、原因は生活系ごみへ事業系ごみが混入してい ることと推測されます。



この状況から、村では事業系ごみの切り離しを行い、生活系ごみの減量化を図ってきたところですが、その中で問合せが多い「漁業系ごみ」についての処分方法をご紹介します。

まず、漁網・ロープ・漁業系廃棄材は産業廃棄物ではありますが、下北地域の産業を思慮する上では重要な産業であることから、一般廃棄物処理の範疇(はんちゅう)で処理対象としており、むつ市にあるアックス・グリーンにおいての処理が可能です。ただし、出し方に注意点がありますので、次の表のとおりとします。

【事業系ごみなどの出し方】

漁具名など	出し方
漁網(テープ網含む)	網を丸めた際の直径が20cm以下、結束ピッチは70cm以内で長さが3m以内、重さは30kg以下の形状にする。 鉛が付いているものは、取り外して有害ごみへ。
さし網	透明または半透明の袋に入れ、□は縛る。
ロープ (直径2㎝以下)	丸める場合は、太さ20cm、外径65cm以内、重さ30kg以下の形状にし、2 か所以上縛る。 鉛が付いているものは、取り外して有害ごみへ。
ロープ (直径2㎝以上)	直径20cm、長さ1m以内、重さ30kg以下の形状にし、2か所以上縛る。 鉛が付いているものは、取り外して有害ごみへ。
ワイヤー(イカ漁用)	太さ10cm以下で、直径50cm以下の形状にし、2か所以上縛る。
浮き玉	ロープを取り除き、粗大ごみとして排出。 ※可能な限り半分に裁断すること。
防舷材(ピンドルなど)	ロープを取り除き、透明または半透明の袋に入れ、口は縛る。 袋に入らない場合は、粗大ごみとして排出する。
プラスティック製ネット	小切りされたものは可燃ごみとし、大きいものは袋に入れて粗大ごみ として排出。
プラスティック製カゴ	そのままの形状で粗大ごみとして排出。
かご状のフレームのある網 (アイナメ篭など)	網とフレームに分け、網は漁網に同じ。 フレーム材質がパイプ製のものは、粗大ごみ、鉄製(鉄筋等材)の場合 は50cm以下の形状にする。
木船	自己解体した場合は長さ1m以下、直径20cm以下の形状にし、粗大ごみとして排出する。委託の場合は産業廃棄物のため、搬入禁止。
その他	鉛が取り外せない場合は、搬入禁止。産業廃棄物処理業者へ処分依頼 する。

※記載事項以外のごみは、搬入禁止物である場合があります。事前にご相談ください。